

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」等の一部改正について

国土交通省は、本年3月29日付で遠隔点呼・自動点呼に係る要件等について、「旅客自動車運送事業運輸規則」等の省令・告示の一部改正を実施したこと並びに本年4月1日から適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。いわゆる「改善基準告示」。）の新基準を踏まえ、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」を一部改正した旨、別添のとおり全タク連に対し周知依頼がありました。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

記

- 別添1 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について
- 別添2 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令
- 別添3 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示
- 別添4 旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示
- 別添5 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する告示
- 参考1 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（全文）
- 参考2 遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント
- 参考3 遠隔点呼の実施に係る届出書

以上

国自安第 179 号の 2
国自旅第 429 号の 2
国自整第 280 号の 2
令和 6 年 3 月 2 9 日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅客課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

なお、本年 4 月 1 日から適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。いわゆる「改善基準告示」。）の新基準を踏まえ、引き続き乗務時間を正確に把握し、運転者の適切な労務管理や健康管理が行われるよう、貴会傘下会員に対し、併せて周知方お願いいたします。

別添

国自安第 179 号
国自旅第 429 号
国自整第 280 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅客課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するとともに、付属様式を改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）
※本文のみ

改 正	現 行
<p>制 定 平成14年1月30日 国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 最終改正 令和6年3月29日 国自安第179号 国自旅第429号 国自整第280号</p>	<p>制 定 平成14年1月30日 国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 国自安第99号 国自旅第209号 国自整第150号</p>
<p>第21条 過労防止等 (1) 勤務時間及び乗務時間（第1項） 事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）及び「<u>自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について</u>」（令和4年12月23日付け基発1223第3号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができ、<u>当該労使協定の締結を行っていない場合であっても、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。</u></p> <p>(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項） ①（略） ② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内の場所をいう。ただし、<u>法人タクシー事業</u>（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）<u>者において、この限りではない。</u></p>	<p>第21条 過労防止等 (1) 勤務時間及び乗務時間（第1項） 事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほかに、「<u>一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について</u>」（平成元年3月1日付け基発第92号）及び「<u>自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について</u>」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができ、<u>範囲を超えないものとする。</u></p> <p>(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第2項） ①（略） ② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2kmの範囲内の場所をいう。ただし、<u>法人タクシー事業</u>（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。）<u>者において遠隔点呼が行われることとされている場合においては、この限りではない。</u></p>

③・④ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第 6 項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が **15 時間** を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. (略)

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. (略)

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあつては、以下に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1 人の運転者の 1 日の乗務が、夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行に係る規定を適用することとし、1 人の運転者が同じ 1 日の乗務の中で、2 つ以上の運行に乘務する場合には、夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行に係る規定に加え、1 日の乗務に係る規定も適用することとする。

③・④ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第 6 項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が **16 時間** を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. (略)

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. (略)

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあつては、以下に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1 人の運転者の 1 日の乗務が、夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行に係る規定を適用することとし、1 人の運転者が同じ 1 日の乗務の中で、2 つ以上の運行に乘務する場合には、夜間ワマン運行又は昼間ワマン運行に係る規定に加え、1 日の乗務に係る規定も適用することとする。

(略)	(略)
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあつては、それぞれイ又はロに掲げる実

(略)	(略)
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあつては、それぞれイ又はロに掲げる実

	<p>車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等は、その結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。</p>	<p>車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等は、その結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。</p>	<p>イ・ロ（略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

② (略)

(7) (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

①・② (略)

③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。

	<p>車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等は、その結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。</p>	<p>車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等は、その結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録のいずれでも差し支えない。</p>	<p>イ・ロ（略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

② (略)

(7) (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

①・② (略)

③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況

を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)～(ii) (略)

(新設)

(iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア～ウ (略)

(iv) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定

・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼

・輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法

・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第24条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

④ (略)

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)～(ii) (略)

(iii) 遠隔点呼の実施に係る留意事項点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応がでない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(iv) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア～ウ (略)

(v) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定

④ 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県 × × 市 △△ (実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

第 26 条 運行記録計による記録

(1)～(4) (略)

(5) 運行記録計(国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。)による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる)。

(6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボーンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合には、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第 26 条の 2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後 30 日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後 3 年間とすること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

(2)・(3) (略)

第 36 条 運転者の選任等

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 項の趣旨は、法人タクシ事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービスの関係の事項について、雇入れ後の指導を行つた後でなければ、運転者として選任し及び乗務させ

(新設)

第 26 条 運行記録計による記録

(1)～(4) (略)

(5) 運行記録計(国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。)による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる)。

(6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボーンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合には、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第 26 条の 2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後 30 日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後 3 年間とすること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(2)・(3) (略)

第 36 条 運転者の選任等

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 項の趣旨は、法人タクシ事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービスの関係の事項について、雇入れ後少なくとも 10 日間の指導を行つた後でなければ、運転者として選

てはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 本項による雇入れ後の指導等は、原則として「新たに雇入れた者」のすべてに義務付けられるもので、
 - イ. はじめてハイヤータクシー運転者になるうとする者
 - ロ. 他の地域でハイヤータクシー運転者であったもので転就職してきた者
 - ハ. 従前その事業者に雇い入れられていた後に再就職した者
 - ニ. 同一営業区域内の他事業者（系列事業者であつても法人格が異なれば他事業者となる。）に雇われていて転就職してきた者
- 等現に雇用している運転者以外の者を雇い入れる場合のすべてが対象となるものである。ただし、ハ.又はニ.のうち、選任しようとする営業区域内において、雇入れ前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつた場合には適用されない。

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第5項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

③ (略)
(削る)

④ 指導内容については、次の項目を実施する。

タクシー運転者として選任する前の指導

指導区分	指導の内容
1. <u>旅客及び公衆に対する応接</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路運送法関係法令に関する基本的な知識の習得 ○ タクシー事業者の旅客接遇に関する基本的な心得の習得

任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 本項による雇入れ後10日間の指導等は、原則として「新たに雇入れた者」のすべてに義務付けられるもので、
 - イ. はじめてハイヤータクシー運転者になるうとする者
 - ロ. 他の地域でハイヤータクシー運転者であったもので転就職してきた者
 - ハ. 従前その事業者に雇い入れられていた後に再就職した者
 - ニ. 同一営業区域内の他事業者（系列事業者であつても法人格が異なれば他事業者となる。）に雇われていて転就職してきた者
- 等現に雇用している運転者以外の者を雇い入れる場合のすべてが対象となるものである。ただし、ハ.又はニ.のうち、選任しようとする営業区域内において、雇入れ前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつた場合には適用されない。

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であつて、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

③ (略)

④ 10日間の指導期間は、法令上要求する最小限度の期間であり、雇入れ前の経歴によっては、これ以上の期間の指導が必要である。

⑤ 10日間の指導内容については、次のモデル例に沿うものとすることが望ましい。

タクシー運転者として選任する前の10日間の指導（モデル例）

指導区分ごとの日数	指導の内容
1. <u>旅客及び公衆に対する応接</u> [2日]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路運送法関係法令に関する基本的な知識の習得 ○ タクシー事業者の旅客接遇に関する基本的な心得の習得

<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得 ○ バリアフリー対応の旅客接遇の習得 	
<p><u>2. 地理</u> [2～3日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域内の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得 ○ 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得 ○ 右折禁止箇所、駐停車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得 ○ 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機の方法の習得 	
<p><u>3. 保安関係</u> [3日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）に示す教育内容の習得 ○ 国土交通大臣が指定した運転者として新たに雇い入れた者を対象とする適性診断の受診 ○ <u>路上故障発生時における危険回避及び応急的対応の習得</u> 	
<p><u>4. 同乗指導</u> [2～3日]</p> <p><u>指導員同乗による実務の習得</u> (1.～3.に関する総合的かつ実務的な指導)</p>	

(6) (略)

<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得 ○ バリアフリー対応の旅客接遇の習得 	
<p><u>2. 地理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域内の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得 ○ 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得 ○ 右折禁止箇所、駐停車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得 ○ 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機の方法の習得 	
<p><u>3. 保安関係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）に示す教育内容の習得 ○ 国土交通大臣が指定した運転者として新たに雇い入れた者を対象とする適性診断の受診 ○ <u>非常信号用具を備えている場合は、その器具の取扱い</u> 	
<p>(削る)</p>	

※上記に加え、指導員の添乗等による運転の実技指導についても可能な限り実施することが望ましい。

(6) (略)

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け国自安第 179 号、国自旅第 429 号、国自整第 280 号）

改正後の通達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（新設）

遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント
(2024年3月)

【共通】

1. 車内や運転者の自宅で遠隔点呼や自動点呼を実施できるようになるのですか。

○改正後の告示第4条第3号及び第8条第2号に基づき、遠隔点呼や自動点呼の要件を満たすことで、自動車の車内や待合所、宿泊施設その他これらに類する場所（運転者の自宅も含む。）として、実施が可能になります。

2. 通信障害やサーバーダウンにより機器による点呼が行えない場合はどうしたらよいのでしょうか。

○乗務「前」に障害でインターネットが通じず、遠隔もしくは対面の点呼ができない場合は、安全性の観点から、決して乗務を行わないでください。

○乗務中に通信障害等が発生して乗務を終了する場合、乗務「後」の点呼は、機器が使えない場合に限り電話での実施で構いません。この場合、運転者が所属する営業所の運行管理者や補助者のみ点呼が実施できます。なお、電話も障害で通じない場合は、ドライバー名、日時、自動車のナンバー、アルコール検知器の測定結果、運行状況をドライバーが記録し、障害復旧し次第、自身が所属する営業所の運行管理者等に送付し、営業所においてはその記録を、点呼記録と同期間保存するようお願いいたします。

【遠隔点呼】

3. 遠隔点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。

○各事業者様で告示第5条の条件を満たすことを確認し、機器を選定ください。なお、遠隔点呼はパソコンやアルコール検知器等のベーシックな機器の組み合わせでも実施できることから、機器認定は行っておりません。

4. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、運転者の顔等を随時明瞭に確認できる環境照度の確保が求められていますが、具体的に何ルクス以上とすれば良いですか（第6条第1号関係）。

○具体的な定量基準は設けていません。遠隔点呼を実施する際に、運行管理者等が運転者の状況を随時明瞭に確認できるように環境照度を設定してください。

5. 遠隔点呼機器を設置する施設・環境要件として、監視カメラの天井への設置など、なりすまし防止対策を求めてきましたが、今回の改正で何が変わったのですか。(第6条第2号関係)。

○これまでどおり、アルコールチェック時のなりすましがどうか運行管理者等が確認することは変わりませんが、遠隔点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、「アルコール検知機使用時の」運転者や周囲の様子が確認できれば、クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを使用することが可能になります。

6. 監視カメラなど(クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを含む)で撮影した動画はリアルタイムで確認する必要があるのでしょうか。事後の確認でも良い場合、全部の動画を等倍速で確認しなければいけないのですか。

○必ずしもリアルタイムでなくても、遠隔点呼中に「随時」確認できれば問題ありません。なお、アルコールチェックを遠隔点呼の直前に実施する場合には、アルコールチェック時の周囲の様子を記録した動画を遠隔点呼中に確認することは可能です。

7. 遠隔点呼を車内等で実施する際、実施地点をあらかじめ定め、またそこで遠隔点呼が実施されていることを確認する必要があるのですか(第7条第11号関係)。

○運行管理者の指示に基づいた点呼を行う観点から、車内や宿泊所や運転者が遠隔点呼を実施する場所について、どこで実施するのか、あらかじめ運行管理者と運転者で相談し定めておくようにしてください。

例) あらかじめ定める地点: 武三区域内の車内

点呼後の実施場所の記録: ○○県××市の車内(※)

(※)改正後の「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」第24条(3)④を参照

○その上で、遠隔点呼時には、あらかじめ定めた場所で実施されているか、監視カメラやドライブレコーダー、スマートフォンのGPS等を使い確認をお願いします。

【自動点呼】

8. 自動点呼を実施したいのですが、どのような機器を購入すれば良いのでしょうか。

○国土交通省で認定した自動点呼機器をご利用ください。

※国土交通省認定機器: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001718834.pdf>

9. 自動点呼は業務前では実施不可でしょうか。

○業務前の点呼は、安全性の面から運行の可否を判断するものであり、より高い要件が求められることから、実証事業を行い、その制度化に向け鋭意検討しているところです。したがって、業務前の自動点呼は実施できません。

※国土交通省認定機器：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001718834.pdf>

10. 自動点呼機器を設置する施設・環境要件として、監視カメラの天井への設置など、なりすまし防止対策を求めてきましたが、今回の改正で何が変わったのですか（第10条関係）。

○これまでどおり、自動点呼時のなりすましがいないか運行管理者等が確認することは変わりませんが、自動点呼実施場所への監視カメラの設置を必須としていた施設要件について、今般の改正により、監視カメラを設置せずとも、自動点呼を受ける際の運転者や周囲の様子が確認できれば※、クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを使用することが可能になります。

※自動点呼を受ける一連の流れを動画で運行管理者等が確認できること。自動点呼時に運行管理者が不在であれば、録画して後日運行管理者が確認できるようにしておくこと。なお、事後の動画による確認は等倍速でなくても、明瞭に確認することができれば問題ありません。

11. 監視カメラなど（クラウド型ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを含む）で撮影した動画はリアルタイムで確認する必要があるのでしょうか。事後の確認でも良い場合、全部の動画を等倍速で確認しなければいけないのですか。

○動画については、点呼の実施中又は実施後のいずれかで確認できれば問題ありません（自動点呼実施時は運行管理者等が不在の場合が想定されるため、録画して事後確認するケースが多いと思います）。事後に確認する場合は、等倍速でなくても、明瞭に確認することができれば問題ありません。

12. これまで自動点呼機器が持ち出されないよう、営業所にワイヤーロック等でくくりつけていましたが、今後はこのような措置が不要となるのですか（第11条第3号及び第12号関係）。

- 営業所又は車庫で業務後自動点呼を行う場合は、従前と同様、自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じることが必要ですが、車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所で行う場合は、自動点呼機器をワイヤーロック等でくくりつけるなどの対応は不要です。ただし、あらかじめ定めた場所で業務後自動点呼が行われているか、業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認する必要があります。
-